平成２１年（フ）第３４５８号
横浜市南区清水ケ丘73番地48
破産者　青木　育子
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１号
新潟県上越市大字大口296番地１
破産者　宮澤　タイ
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３１０号
富山市布目2294番地２　ふるさとのあかり布目の家、前住所富山市中川原207番地４　高原ハイツ202号
破産者　常田　　勉
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３０号
山梨県北杜市長坂町中丸1193番地
破産者　小尾　　昇
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
山梨県山梨市鴨居寺542番地の２
破産者　若尾　　寛
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
静岡市清水区鳥坂898番地の17
破産者　浅野　　剛
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１０８号
滋賀県東近江市上平木町2030番地38、開始決定時の住所滋賀県東近江市下羽田町433番地１
破産者　板谷　雅博
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４９号
大阪府箕面市小野原東３丁目３―10アビタグランテ103、開始決定時の住所大阪府吹田市上山田８番23―505号
破産者　橋本　英男
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７２４号
兵庫県神戸市須磨区白川台３丁目66―11、住民票上の住所大阪府八尾市恩智南町２丁目90番地の10
破産者　板倉　光夫
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２３５号
大阪府四條畷市美田町14―２、住民票上の住所大阪府四條畷市中野本町２番18号
破産者　泉　　光男
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７８７号
大阪市此花区西九条４丁目７番３号　マンション宮本302号
破産者　永納　文雄
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５００４号
三重県伊賀市桐ヶ丘３―12、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作北町15番４号
破産者　山口　慶仁
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５７４号
大阪府四條畷市大字上田原548番地の１
破産者　川村　幸治
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３３号
大阪府吹田市垂水町３丁目18番14号
破産者　西村　純一
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９４号
大阪府茨木市橋の内１丁目13番６号
破産者　河津組こと　河津　良則
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５２号
大阪市大正区泉尾１―36―27　フラット泉尾Ｂ205　濱森和枝方、開始決定時の住所大阪市大正区北恩加島２丁目１番５号
破産者　坂東　茂忠
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４８１号
大阪市大正区南恩加島３丁目５番４号、開始決定時の住所大阪市大正区平尾５丁目10番10号
破産者　高山鉄工所こと高山有一こと　李　有植
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８８号
兵庫県川西市向陽台３丁目８―74、開始決定時の住所兵庫県川西市東多田２丁目28番11号
破産者　北鶴　勝伯
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部